

議事内容

- (1) 会長は、審議会運営規程第2条第3項の規定に基づき、指名推薦の方法により、1号委員の磯部友彦委員に決定した。
- (2) 会長職務代理者は、審議会条例第4条第4項の規定に基づき、会長の指名により、1号委員の大塚俊幸委員に決定した。
- (3) 議事録署名者は、審議会運営規程第6条の規定に基づき、会長の指名により、1号委員の大塚俊幸委員、2号委員の石田裕信委員に決定した。

(4) 付議事項

第1号議案 尾張都市計画用途地域の変更について

【森都市政策課長】 (資料に基づき変更内容について説明)

【大塚委員】 第一種住居地域でもなく、準住居地域でもなく、第二種住居地域を選んだ理由を説明してほしい。

【森都市政策課長】 議案書1-6ページの新旧対照図の南側には赤色の商業地域があり、そちらの地区と変更する地区には「高森台歩道橋」が掛かっている。この歩道橋は将来的にもこのまま活用される予定である。変更する地区の高低差がある箇所の土地の活用を考えると、第一住居地域では店舗等の床面積が3,000㎡まででとなるが変更する地区は敷地が約1万3,000㎡あり、この敷地の有効活用を考えて、一面で床面積を大きく使えるように第二種住居地域とさせていただいた。

【大塚委員】 3,000㎡を越える規模を想定して、第二種住居地域を選んだということ、承知した。

【森都市政策課長】 一点補足する。この土地はUR都市再生機構が所有・管理をしており、今後も市と一緒に調整していくため、第二種住居地域でもパチンコ店等の今後のまちづくりに影響があるものは立地できないようコントロールができることも要因である。

【横江委員】 段階的に土地利用の転換を進めるということで、近隣に小学校があるが、ゆくゆくは第二種住居地域ではなく、商業地域になってしまうような方向性が問われたりはしないのか。

- 【森都市政策課長】 現在、敷地や誘致する内容、事業者などをコントロールしながら進めているため、商業地域への建ぺい率等のアップは考えていない。
- 【磯 部 会 長】 他に意見がないようなので、原案に意義のない方の挙手を求める。
(全員挙手)
- 【磯 部 会 長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

第2号議案 尾張都市計画生産緑地地区の変更について

- 【松田農政課長】 (資料に基づき変更内容について説明)
- 【磯 部 会 長】 意見がないようなので、原案に意義のない方の挙手を求める。
(全員挙手)
- 【磯 部 会 長】 全員挙手であり、原案に異議ないものとして決定し、その旨を春日井市長に答申することとする。

(5) 報告事項

報告事項1 春日井市立地適正化計画(変更案)について

- 【森都市政策課長】 (資料に基づき報告事項について説明)
- 【磯 部 会 長】 意見がないようなので、次に進める。

報告事項2 尾張都市計画道路の見直しについて

- 【森都市政策課長】 (資料に基づき報告事項について説明)
- 【大 塚 委 員】 現況幅員と都市計画決定幅員の幅の差は歩道幅員の差と考えていいのか。車道幅員は、都市計画決定幅員が確保されているから問題がないということか。
- 【森都市政策課長】 玉野線を除き、車道については、計画幅員程度を確保できているため、交通への支障は無いと考えている。
- 【横 江 委 員】 玉野線について、宿舎のところから主要地方道春日井瀬戸線に行くのに、玉野線を通ることにより短距離で行けるが、玉野線が無ければ大きく回らなければならない。そのような方の利便性についてどう考えるのか。

【森都市政策課長】 資料4－9ページの黄色線の部分は現道がないが、春日井瀬戸線の他にも、建物が2棟建っている右側に南北に通る旧県道がある。確かに短い直線で春日井瀬戸線に出るのは難しいが、この県道などで目的地に向かうことができると考えている。ただ、現道の幅員が狭い部分もあるため、そのような箇所では、今後検討が必要になってくると考える。

【磯 部 会 長】 最終的な都市計画決定の際に改めて審議を行う。

午後3時閉会